

応仁の乱後の京都市場と摂津国商人

七二

早島 大祐

はじめに

先に論文「中世後期社会の展開と首都」^①において強調したのは、室町幕府の成立や、応仁の乱といった政治史の帰結も視野に入れた動態的な中世後期商業史研究の再構築であり、政治過程の展開とも回路を共有した議論の必要性であった。そこでは、京都西郊、大山崎の神人の事例を中心に、首都圏の経済について論じたが、彼らが台頭した最大の要因としては、やはり室町幕府の成立という要素が大きく、幕府の庇護と、幕府が京都に拠点を置いたことによる求心性が、彼らの経営の大きな追い風となったことを明らかにした。中世後期の京都を中心とした商業の実態としては、古くから言われてきた座による市場の独占ではなく、幕府から庇護を受けた石清水・日吉・春日・山崎など宮寺に附属する神人による、都鄙にまたがる諸商売が主流であったのである。

一方で乱後の京都市場の分析に関して、前稿では乱後の京都市場がそれ以前と比較して低調で、室町期とは異なる市場状況であったことを明らかにしたわけだが、京都に至る流通路に関する問題も含めて議論の余地を残しており、別稿「戦国時代の土倉酒屋役と室町幕府」^②（以下、「土倉酒屋役」論文とする）でも関説した応仁の乱後の市場の再編過程の検討も含めて、分析を進めることが本稿の目標である。

一六世紀の京都市場を分析する際に重要な先行研究は、今谷明氏^③、

瀬田勝哉氏^④、鍛代敏雄氏^⑤の論考である。今谷氏は近江粟津供御人の経営が多角化^⑥、「総合商社」化したことを指摘し、瀬田氏は今谷氏の議論をうけ、彼らが京都では粟津座として活動し、この時期に従来の職種名の座とは異なる京都周辺の国名・地名を冠する座が登場したことを指摘、一六世紀末までに独自の編成が進展していたことを明らかにした。国名・地名座の指摘など、瀬田論文では様々な観点から近江から京都に至る物流の変化が示唆されている。

一方、瀬戸内から淀川を経由する物流に関しては、鍛代氏が淀川交通に影響力を有した石清水神人らの諸特権が後退し、淀川流域に寺内町を形成した本願寺教団の動向が活発になっていたことを指摘し、旧来の流通路が解体したことを述べている。また戦国期の淀についての専論も公表され^⑦、この時期の京都市場を考察する上で重要である。

このように首都への幹線である、東と南西の二つの流通路に変動があったことが明らかにされてきており、次の課題として、その変化を踏まえた上で京都市場の動向を明らかにする必要がある。特に南西の淀川流域の交通については、鍛代氏が指摘した神人の衰退や本願寺教団の台頭という問題に加え、尼崎本興寺と京都本國寺の関係に見られる強いネットワークを有していた法華宗が^⑧多様な展開を見せており、着手すべき研究素材が多く残されている。この中から、今回、注目したいのは、従来

の研究ではあまり取り上げられていない淀川流域における守護以下の地

域権力と商人の問題である。本稿では、この問題が比較の見やすい摂津国商人の動向を踏まえて、首都圏の経済を支えてきた神人のネットワークが動揺を見せた応仁の乱後の京都市場について考察を進めることにしたい。

一 京都市場の再編

本章では、米・酒・油という三つの商品から、乱後の京都市場を概観する。

1 米市場

中世後期京都の米市場については、前述瀬田氏の論考が詳しい^⑧。そこでは、八幡・春日社等の神人、四府駕輿丁、雑色小舎人、政所下部、諸被官、輿児といった多様な階層により構成されていた商人が、永享一〇年（一四三八）前後に駕輿丁一二〇人が大炊寮からかけられる米穀商売課役を減免し請け切ったことを契機に、天文年間までに米座は駕輿丁に統合された点が明らかにされている。

ただし、永享以降、例えば康正元年（一四五五）、寛正二年（一四六一）、文明一一年（一四七九）段階でも、米穀商売課役の徴収対象として、駕輿丁以外の八幡・春日社等の神人、雑色小舎人、政所下部、諸被官、輿児が挙げられており、文明一一年までは駕輿丁の卓越と同時に神人以下の米商人の多様性も残されていた。とすると、米座Ⅱ駕輿丁という状況に至る過程を明らかにするためには、瀬田氏が指摘した永享と天文の間である一五世紀後半、見当としては応仁の乱後の状況を分析する必要があるだろう。そこで以下では、乱後の米市場について概観することに

したい。

洛中諸口駄米事、背_レ先規_一近日直付_二置小売之在所_一云々。太不_レ可_レ然。所詮早如_二先々_一可_レ付_レ場之旨、堅可_レ相触_一之由候也。仍状如_レ件。

永正元

八月廿三日

行房

貞兼

場沙汰人中^⑩

右の一六世紀初頭の史料から確認できるのは、輸送された米が「先規」に背き直接、小売に付せられた様子である^⑩。このような事態は、実は永祿一二年（一五六八）まで確認でき、輸送業者と結託した小売が米を販売し、「先規」に定められ、本来、両者を仲介する仲卸だった米商人の独占が有名無実化していたことがわかる。

次に見るのは、朝廷からの課役の継続である。乱前には米商人に対しては大炊寮から米穀商売課役が賦課されていたことは先に確認した通りだが、乱後も文亀元年（一五〇一）に禁裏供御米として米商売役の徴収されたことが確認でき、また天文二三年（一五五四）には次のような課税も行われていた。

補任 禁裏御料所米座事

右依為_二内侍所并廿一社柏神供調進料_一彼座中從_二往古_一被_レ免_レ除諸公事_一者也。仍從_二七日_一上米付入之売買如_二先規_一可_レ致_二其沙汰_一。若米座外猥於_下令_二売買_一輩_上者、為_二座中_一堅申付也。補任紛失之間、重状如_レ件。

天文廿三年五月十五日

本所目代

益福判

今京座

猪熊座

六条座^④

ここでは米座自体が禁裏の御料所とされ、内侍所と神供の調進料が課税されていた。その対価として、独占的な米売買の許可が認められており、このことが米座＝駕輿丁という状況を生み出す大きな契機になったと考えられる。この過程で神人の米商人の一部も駕輿丁に吸収された可能性もあるだろうが、結果的に石清水・山崎・日吉・春日といった京外の権威をかりた神人の米商人は姿を消し、洛中の禁裏の権威をかりた駕輿丁米商人が米座として市場の独占を指向したのである。

このように商人が禁裏の権威に依存していく様は、天皇権威の浮上のように見える。しかし、保証された独占は常に、「或振売、或於^⑤非分在所、猥令^⑥商売」と証言された通り、現実と乖離したものに過ぎず、このことはこの時期の天皇権威というものの内実を端的に示している。この時期の米市場は、神人などによる売買が見られなくなり、一部が駕輿丁として独占を主張していた。しかし、実際にはそれ以外の商人らの米売買を阻止できず、一六世紀を通じて、仲卸の米座駕輿丁商人は市場を統制できていなかったのである。

2 酒市場

酒の流通については、「土倉酒屋役」論文で触れた通り、一六世紀初頭には、他国商人が酒を京都の小売へ販売する状況が一般化しており、本来、小売に酒を卸すべきだった京都の本酒屋は経営を圧迫されていた。永正八年（一五一一）に出された追加法を見ると、具体的には他国商人

が「権門勢家交用」と号して酒を京へ運び入れ、商売をしていたことが問題視されており、彼らが京の「権門勢家」を利用して京都での商売を展開していた状況がうかがえる。それではこの「権門勢家」とは具体的には誰であったのだろうか。「土倉酒屋役」論文では未検討であったこの点を考えるために、まず次の史料から見ることにした。

酒屋中謹言上

右子細者、大津酒之事者、如^⑦形御役を（勤仕カ）きんし申候間、不^⑧及^⑨是非候。其外坂本并奈良酒等之事、預^⑩御停止候者、可^⑪畏入候。同河内・摂津国酒之事者、諸大名へめしのほせられ候外、商売酒を見分させられ候て、預^⑫御停止候者、各忝可^⑬畏存候。仍粗言上如^⑭件。

永正六年六月日^⑮

酒屋中の言上からは、一六世紀初頭の酒の流通市場が、大津・坂本・奈良・摂津・河内といった商人により、浸食を受けていたことがわかる。一六世紀に京都商人を圧迫していたのは、具体的には大津・坂本・奈良・河内・摂津といった隣国の商人だったのである。

このうちの奈良の商人による沽酒の実体は、権門寺社を主体とするものであった。文明一九年には洛中商売が禁じられていた奈良酒を興福寺勝南院が密売していたことが訴えられており、密売の主体が興福寺院家だっただけに、この行為は興福寺の権威をかさにきたものであったと推測される。坂本・大津の商人も奈良の商人と同様に、権門寺院、具体的には延暦寺を後ろ盾にして、京都市場を侵食していたに相違ない。

一方、摂津・河内の商人の場合、前掲酒屋中言上状に記される通り、「諸大名へめしのほ」すかたちで京都市場へ進出していた。奈良や近江のような巨大な権門寺院が存在していない摂河両国での権門とは、「諸

大名」のことであり、詳細は次節で述べるが、具体的には、幕政の実権を掌握し摂津国の領国化を進めていた細川家であった。彼ら他国商人の運んだ他国酒が、京都の小売である請酒屋へ直接、卸され、戦乱で甚大な被害を被っていた京都の本酒屋の経営を圧迫していたのである。米と同様に、酒の事例からも小売と他国商人が直接、結び付いている状況が確認できる。

3 油市場

乱後の油市場については小野晃嗣氏の次の説明が簡潔に状況を伝えている。すなわち、「大山崎神人の活動範囲は漸次縮小せられ、京都市場すらも他国製油によって擾乱を受ける有様ではあったにしろ、なお京都は微々たりとは云え幕府権力の所在地として、営業独占の権を容認せられ、保護されてこれを維持したのであるが、近世に至って形成は一変せざるを得なかつた。」というのがそれである。ここには当時の山崎神人の置かれた状況が過不足なく指摘されているが、彼らの独占を揺るがした「他国製油」による擾乱が、具体的にどのようなものになされたのか、という点については検討の余地が残されている。そこで以下ではこの点について考えていきたい。

まず、この時期の山崎神人による油商売の統制が、戦乱により動揺を見せていた点については、『大乘院寺社雑事記』文明二年（一四七〇）六月二四日条の記事が詳しい。すなわち、「於河内商人者、近来罷入者也。天下大乱故山崎油売逐電之間、不叶^{（余良）}賣買之間、当所^{（余良）}罷出云々。天下無為之時ハ河内商人ハ当国エ不^{（余良）}可^{（余良）}越云々と、河内商人と山崎との油の商業ルートが崩れ、河内国の商人が荏胡麻の市場を求めて奈良に向いていた様子が記されている。一五世紀の初頭までには山崎神人は河

内や摂津国商人の製油器である油木を破壊してまで、彼らから原材料である荏胡麻を買取り、独占を維持していたのだが、乱後、神人の支配が弛緩し、彼等の多くはここにもみられる河内国商人のように独自の動きを示し始めていた。この点を河内の隣国である摂津の状況からも見ることにしたい。

（尚々書略）

当所運送御神物事、為所質高見三郎左衛門可押留之旨申候間、惣中迷惑之趣御申段、具致披露候処、か様所行曲事之由堅可申付之旨、以井上忠兵衛方、河原林方へ被仰出候。先以可然候。定不可有異儀候間、目出候。恐々謹言。

壬子月十一日

秀兼（花押）
基清（花押）

大山崎惣中^②

山崎へ輸送される神物を、高見三郎左衛門が所質として抑留したことが記されている。高見の所行に対する譴責が、摂津国人で同国守護細川被官の河原林氏に行われているから、高見は河原林方の被官であることがわかる。では河原林方と山崎惣中が右に記されるような相論に至る原因は何だったのか。この点は次の史料から推測することが可能である。

禁制 石清水八幡宮大山崎神人等申条々

一、荏胡麻油商売事、任証文并奉書之旨、進止之処、近年商売人以下不買取当所油而、猥從方々運送事
一、神物油已下号所質、於洛中所々令違犯事
右条々堅被停止訖。若有違犯之輩者、可被處嚴科之由所

被_レ仰下_一也。仍下知如_レ件。

永正十四年十二月十五日

散位 平朝臣判
美濃守藤原朝臣判^②

一条目では山崎神人の独占的な油商売が幕府から保証されているにもかかわらず、商売人は方々より運送される油を購入していたこと、二条目では、山崎の油が洛中洛外で所質としてとられていたことが述べられている。一条目で挙げられた、みだりに方々より運ばれる油を買い取る「商売人」とは、具体的には先に酒市場で見たような京都の小売を指すと考えられ、彼らが山崎以外の「方々」よりの油を購入していたことがわかる。かつて山崎神人に編成されていた京都の小売が示した右の動向は、神人による油商人の編制が、地方のみならず、京においても動揺したことを示している。

このような状況下で、山崎神人側は、市場独占を妨げる方々から油を運送する商人に対して、荷を差し押さえており、これは大永二年（二五二二）の申状の「任_二神方例_一、不_レ嫌_二権門_一、於_二運上之油_一者可_二相留_一之憤哉」という記載からも明らかである。この点を踏まえると、二条目に見える山崎神人に対して所質を取る行為は、今度は「方々」から油を運送した商人からの山崎神人に対する報復措置だったと考えられる。山崎神人が「方々」より輸送された商人の荷を差し押さえたことに対し、「方々」よりの商人は、山崎神人に対して「洛中所々」で所質を取るという状況が、一六世紀初頭に一般化していたのである。

以上の状況を踏まえると、上述の河原林と山崎惣中間の相論も、油の輸送を巡るものと見るのが妥当だろう。そしてその前提には河原林と結託していた摂津国油商人と、山崎とのあいだの相論が存在していたことは間違いない。「方々」より京へ油を運んだ商人には摂津国の商人が含ま

まれており、彼らは国人河原崎とその上位にある細川家の権力をかりて京都の小売と結び付き、京都市場を侵食していたのである。

摂津国商人が京都の小売と結びつき、「洛中所々」で山崎神人から所質をとっていたことから、京都に摂津国商人の販売拠点が存在していたことがうかがえる。さらに、次に見るように彼らは営業税の徴収も目指していたことが次の史料から推測される。

石清水八幡宮当所神人、諸国荏胡麻油商売事、從_二先規_一帶_二公方御判以下証文_一、沙汰来処、近年狼令_二違背_一、從_二方々_一運送条、被_レ停止之訖。爰神物油以下勘過処、或号_二場錢_一、或称_二所質_一、非分之族及_二違乱_一間以外次第候也。所詮任_二公方御成敗旨_一、可_レ有_二其沙汰_一之条候也。仍執達如_レ件。

大永四

十二月廿九日

大山崎神人中^②

秀兼^(飯尾)

この細川家奉行人奉書の傍線部に見える通り、「非分之族」は山崎神人から所質だけでなく、「場錢」も徴収しようとしていた。「場錢」とは、後に山崎神人が幕府から公認された「油庭錢」と同義で、場所代、営業税である。従来、山崎神人が「油庭錢」の権利を認められていたことが注目され、前掲小野氏の「徴々たりとは云え幕府権力の所在地として、営業独占の権を容認せられ」という指摘も具体的にはこれを指すのだが、逆に山崎神人から「場錢」をとろうとしていた「非分之族」も大永四年（二五二四）の段階で存在していたのである。所質をとるという行為の共通性から、京都に販売拠点を獲得しつつあった前述の摂津国商人も、この「非分之族」に含まれていたと見てよいだろう。彼らは摂津国人を通

じて、細川氏とつながっていたから、「場銭」も細川氏から容認された可能性は高い。この細川家奉行人奉書に見える通り、最終的に「公方御成敗」を受けて、その徴収権は細川家側からも否定されるのだが、京都の小売と結びついた摂津国商人は、一時的とはいえ、かつて経営を統制していた山崎神人から「場銭」徴収を主張するまで勢力を伸ばしていたのである。また、ここでも酒と同様に、摂津国の「権門」が細川家であったことが確認できる。

以上、三節にわたり概観した通り、米・酒・油といった主要商品においては、従来、仲卸商人（酒の場合は京都の造酒屋）が独占していた市場が有名無実化しており、権門寺社、大名・国人と結託した他国商人が、直接、小売を掌握し、京都市場に販路を拡大する状況が一般的であったことが明らかになった。従来の神人のネットワークが動揺し、かつて編制していた都と鄙の商人は神人を介さずに直接、結合していたというのが、この時期の京都市場の一般的状況だったのである。

二 摂津国商人と京都市場

1 摂津国の領国化

前章で確認してきた摂津・河内の商人が、諸大名への進上を名目に洛中での酒商売を展開していた状況や、摂津の油商人が国人と結託して京都市場に進出していた事実から浮かび上がってきたのは、摂津守護細川家との関わりである。守護の権威をかさにきた商人の動向は、近江・大和のような権門寺社の存在しない国の商人の特質といえるが、守護と領国商人の関係については、これまで十分な分析もなかったもので、ここで

一度、しっかりと検討を加える必要がある。具体的には領国経営の実際を執り行っていた守護代と国商人の関係の分析が中心になるが、本章ではまず、その前提作業として、守護・守護代と領国の関係を、応仁の乱以降に展開した摂津国領国化の問題を素材に検討することにした。

文明三年に細川家中の薬師寺は摂津国守護代に就任し、以後、同家が守護代の任を独占したことが知られるが、摂津国守護代という地位は、同家及び周辺に巨大な富をもたらしたことが次の事例から確認できる。

例えば、文明一三年までに当主薬師寺備後守元長は、同じく細川被官であった香西孫右衛門尉に五四二貫文もの巨額の貸付を行っていたし、その配下であった召使庭者の河原者堺新次郎も大永七年（一五二七）までに銭主として姿を現していた。

そして薬師寺氏の致富を何より明瞭に示すのが、洛中洛外図屏風の邸宅記載である。一六世紀初頭の京都を描いた町田家旧蔵本に描かれた武家屋敷四郎のうちに、將軍・細川京兆家・細川典厩家とともに薬師寺邸が描かれている。以後、上杉家本に至るまで、薬師寺邸は武家屋敷のモチーフの一つとなっており、このことは同家の興隆を何よりもよく物語るだろう。

それでは領国経営は具体的にはどのようなかたちで進められてきたのだろうか。薬師寺の領国経営は乱中においては、兵糧米の徴収というかたちで進んでいたと考えられるが、乱後においてもそれは守護請のかたちで展開することになる。後掲表は応仁の乱後に作成された「摂津国寺社本所領并奉公方知行等注文」、及び「摂津国社領并人給分等注文」をもとに同国の知行状況を一覧にしたものである。全ての荘園が記載されているわけではないが、乱直後の多くの荘園が不知行であったことが確認できる。その後、領主側による所領回復の動きが進められることになるが、その過程は守護・守護代関係者による代官請負が基本であった。例

えば不知行であった興福寺領浜郷では長享二年（一四八八）に、元長弟長盛が代官職を請け負ったことが確認できる。また、目録には記されていない北野社領石井庄は延徳元年（一四八九）に守護代元長、東大寺法華堂領長洲庄は明応七年（一四九八）に長盛、三条西家領富松庄は元長寄子富田某^②が任命されていたことがわかる。不知行地を当知行にするには、結局、現地で実権を掌握していた守護代勢力に依存する必要がある。乱後、薬師寺の領国経営は、領主と代官契約を結ぶかたちで合法的に進められたのである。この状況は守護押領により將軍の動座を招いた近江国や河内国（南河内）の状況とは大きく異なる点といえる。

このように守護請は一五世紀末までには摂津国全般で展開しており、それに伴う得分は守護だけでなく守護代薬師寺家の財政も大いに潤すことになった。乱後の状況がこのようなものであったとすると、そこにはある程度の充実した行政システムが必要であったはずである。そこで続いて守護代薬師寺家における領国経営と官僚形成の問題について考えてみたい。

2 守護代薬師寺家の領国経営と「物書」藤岡

薬師寺氏の領国経営を担った存在として注目されるのが、最近、鍛代敏雄氏により検討が進められた淀の藤岡である。藤岡は細川政元が摂津茨木に在国した際、南都寺僧が同国の要人を書き上げた「蓮生院記録」の延徳二年一二月条の記事に「群代」薬師寺三郎左衛門長盛の「物書」として藤岡後藤次が挙げられている。鍛代氏はここで登場する藤岡が淀在住の八幡神人であり、薬師寺に被官化していたことや、一六世紀中葉には淀郷の高荷公用銭を請け負い、関所支配を進めていたこと、一六世紀末までには八幡紺座との関わりを深め、さらに箕面・大物に至るネッ

トワークを有していたこと、さらには東寺散在領の代官も勤めていたことなどを指摘している。

このように守護代家において「物書」という官僚的な肩書を有して活動していた藤岡は、薬師寺家の官僚機構を考える上での格好の素材といえるのであるが、実はこの藤岡については、京都大学総合博物館蔵「宝珠院文書」の長洲庄関係史料の中にも同姓の人物を見出すことができる。その名は藤岡孫左衛門尉秀友。同文書にはほかに新右衛門尉、小二郎の名を見出せるが、比較的多くの関連史料が残されるのは秀友である。

まず確認する必要があるのは、両者は同一人物かという点である。「宝珠院文書」に姿を見せる藤岡も摂津国長洲庄経営に関連して東大寺から樽の進上を受けており、また法華堂からの書状で薬師寺安芸守長盛への取次を求められていることから、摂津国領国経営に深く関わる人物であったといえる。このような長盛との距離の近さという点も踏まえると、淀に藤岡城を築いていた後藤次の後の姿と考えてよいだろう。以上の点を確認した上で、次の「宝珠院文書」中の史料から、「物書」藤岡の活動がうかがえるものを取りあげることにはしたい。

如^レ仰新春之御慶、雖^二事旧候、更不^レ可有^二際限^一候。御札同包丁送給候。旁祝着仕候。就中長洲庄段銭之儀付、委細示預候。益富孫左衛門尉算用状旨、言悟道断曲事候。於^二此儀者、薬師寺より種々申合候て六千疋分無^二相違^一其方へ参候様、相調申たる事候。安芸守^{（薬師寺）}儀も無^二別儀^一候。只下代餘^二口細^一にて仕たる儀候。定而皆々可^レ為^二御勝氣^一候へ共、聊^二ても候へ、無^二如在儀^一候。御心得候て可^レ預^二御披露^一候。さ候間、御注進分を安芸守申聞之処、下代言悟道断、聊尔を申入候とて腹立仕候事、無^二是非^一候。相残拾七貫余事、早々進納可^レ申候由、益富かたへ折帑を調候て此御使^二まいらせ候。猶

委細旨薬師寺へ申候。定可^レ有^レ御伝達^レ候。廳而下代かたへ御使被^レ遣候て残分可^レ有^レ御請取^レ候。直二も又京都より下代かたへ可^レ申候。将又宗円房への替之事、預^レ御届^レ候。彼請取慥到来候。御懇之至、千万ニ畏入候。当月末ニ寺用人可^レ被^レ下候条、旁重而可^レ申入候。次五明二本進入候。御祝儀斗候。恐々謹言。

正月十九日

秀友（花押）

祐春房御返報^⑤

まず本文書の年次比定をしておく、薬師寺が同庄代官となるのは明応七年（一四九八）であり、安芸守長盛とは別に書き分けられる「薬師寺」は元長と考えられる。とすると彼の没年は文亀元年（一五〇一）だから本書状は明応七年から文亀元年までの間に出了たものと判断でき

る。次に内容であるが、ここでは法華堂が課した段銭に対する現地の下代官益富孫左衛門能光の対応が問題にされている。すなわち、薬師寺当主や本代官長盛といった上司が法華堂が賦課した段銭六〇貫文の納入を承認していたにもかかわらず、実際には下代益富がそれに満たない額しか進納していなかった。このような状況を、「只下代餘二口細にて仕たる儀候」と、末端で細くなる「口細」という容器に例えて、藤岡は非難したのである。「物書」という肩書きからは、薬師寺安芸守長盛の側に止え、右筆的役割を果たしていた印象をうけるが、実際にはそれだけに止まらず、右の書状に見えるように、藤岡は莊園領主と守護代薬師寺家、そして現地代官との調整を行うなど、薬師寺による摂津国領国経営に深く関わっていたのである。

藤岡の「物書」としての役割について、さらに分析を進める上で注目したいのは、彼が淀の住人であった点である。

多くの守護所が分立していた摂津国であるが、乱後の守護所は茨木にあったことが指摘されており、同地は摂津国の膂の一つであった^⑥。領国経営の実務を担った薬師寺安芸守長盛も同地に拠点を有していた可能性が高く、本来ならば、長盛の「物書」藤岡も同地にいたと見るべきだろう。しかし、そもそも藤岡は淀に拠点を有していたことや、また、次引用する藤岡秀友が薬師寺元長に宛てた書状の一部からは、やはり彼は基本的に淀にいたと見るほうが妥当なようなのである。

先日御札ニ預候。則雖^レ御返事可^レ申候、其御使すくニ摂州へ罷下候間、不^レ申候。先以彼段銭事、今ニ請取不^レ被^レ申候哉。こんこたうたんおとろき入候。一段堅書状をした、め候て、国之下代方へ遣候^④。

薬師寺元長から書状を受け取った藤岡は、即座に返事をしようとしたが、書状を運んできた使者がすぐに摂津国へ下ってしまったので、返事を送れなかったとの旨が記されている。使者が摂津に下った、という表現から、藤岡は摂津にいなかったことがわかる。「国之下代」という表現も藤岡が同国にいなかったことを示唆するだろう。では、彼がどこに居住していたのかというと、細川家重臣として基本的に在京していた元長からの書状に、使者なしでは応答できなかったことから、京とも少し距離のあるところにいたことになる。摂津でなく、京からも少し離れた場所。この条件として淀は相応しく、以上の書状から見ても、やはり彼は基本的に淀に駐留していたと考えられるのである。

もちろん、現実には茨木の長盛にせよ、淀の藤岡にせよ、頻繁に移動をしていたと見るべきだが、長盛「物書」といわれた藤岡が、基本的には長盛とは同居せず、淀に常駐していた点は注意すべきである。とすると彼は淀において固有の役割を有していたと考えるべきだろう。

ここで想起したいのが、この時期の薬師寺家の人材配置である。制度上の守護代は薬師寺元長であったが、彼は安富元家とともに細川家宿老として、幼少の当主細川聡明丸（澄之）を支え、在京していたから、弟長盛が実質的に領国を経営していた。「物書」が制度上の守護代元長でなく長盛に付されたのもそのためである。

このような京兆専制下の幕府で、幕政を事実上主導しつつ、摂津国の領国経営を行っていた薬師寺家にとつて、その中間にある淀は、やはり京摂を結ぶ重要な位置にあつたに相違ない。とすると同地で領国経営の産物である物資の輸送・管理が行われたのではないだろうか。薬師寺家の京摂にまたがる活動を踏まえれば、その活動を管国摂津国に限定する必要はなく、例えば、元長は山城国の淀も含む広域散在荘園小塩庄の代官にもなっていたから、その活動に対応するかたちで京摂にまたがる拠点形成する必要があつた。淀が武家との関わりを深めた点については既に鍛代氏も指摘する通りだが、その中でも「物書」藤岡の城は、薬師寺家の富を集積する重要拠点として機能しており、彼は従来の石清水八幡宮神人のネットワークから逸脱して、摂津国の領国経営に関与し、それを通じて集積した物資の記録、勘定を行っていたと推定されるのである。

3 転換期の商人

それではなぜ石清水神人であつた藤岡は、守護代との結び付きを深めたのだろうか。もちろんその理由は経営展開上の利点であつたからにこそ他ならないが、当時の淀と八幡神人が置かれた状況を見ることでこの点は一層明瞭になる。

一五世紀に活躍した石清水神人に下笠三河入道元秀という人物がいた。^④

彼は住京神人であつたが、淀の納所にも拠点を有しており、京都から淀を中継して都鄙を往復していた神人の商人の一人である。その範囲は和泉国にも及び、例えば一族と見られる下笠藏人守近は和泉国五箇畑代官を務めるなど、^⑤ 神人のネットワークを通じて、代官請負業も含んだ経営を展開していた。しかし応仁の乱がこのような繋がりを動揺させた。「政所賦銘引付」を見ると、応仁の乱中に八幡の知人に預けていた料足が違乱され、^⑥ 納所新左衛門には淀にあつた家財を押し領されるなど、^⑦ ネットワーク拠点が壊滅的状况に瀕していたことがわかる。

このような事態は淀を拠点とする神人に一般的であつたようで、この時期の淀の状況は次のよく知られた史料から明らかである。

一、般修理番匠至今日六箇日、九十疋下^⑧ 行之。日別十五疋也。淀小橋之北二住所^⑨ 之。孫三郎大工也。淀ハ皆以八幡領也。千間在所也云々。近来減少^⑩。

この史料では一般に「千間在所」というくだりが注目され、中世後期における淀の繁栄が語られることが多いが、重要なのは最後の一文であり、ここからは一五世紀末に、淀の在所が減少し、都市としての機能を低下させていたことがうかがえる。右の下笠の事例も想起すると、淀・八幡の在郷の人間との関係も悪化した状況で、幕府の後援もままならず、淀の商人は何らかの転換をせまられていたと考えられる。このように見ると、在郷神人であつた藤岡が武家に接近した背景に、以上のような神人を巡る状況が存在したのは間違いないだろう。そしてこれは領国経営で人材が必要であつた守護代側と利害とも一致していた。なお、ここで見た藤岡の事例や前章でみた摂津国商人が国人や守護・守護代と結託していた状況を踏まえると、別稿「乾家と法華堂荘園」で分析した、^⑪ この

時期、長洲庄の下代官として見える益富能光という、仮名的でいかにも商人的な名前の人物も摂津国内から登用された可能性は高いのではないか。細川氏は被官を通じた重層的なかたちで領国の商人との関わりを深めていたのである。

さて、章の最後に神人のネットワークに止まらない活動をしつつあった淀藤岡と京都の商人のつながりについて簡単に触れることにしたい。

就「淀高荷儀」、從「藤岡石見守方」様体被「申入」之処に被「聞召」分、無「別儀」段、於「我等」畏入候。彼儀手に入候はは、為「御礼物」千疋可「有」進上「由候。万」一於「無沙汰」者、我等為「兩人」進納可「申候。此旨御披露所」仰候。恐々謹言。

霜月十一日

田原次郎五郎

秀政 判

井上宗次郎

正宗 判

大澤掃部助殿

田原は雑色衆云々。井上者甘露寺前之銀屋云々。兩人請人也。⁵¹

この史料に見える藤岡の一族近江守が、淀高荷公用銭を買得したことについては、鍛代氏の指摘をもとに先に触れた通りだが、ここではそれを保証した請人に注目したい。田原秀政は雑色、井上正宗は銀屋である旨が付記されている。井上については既に、「甘露寺前」の記載から、彼が禁裏「六町」の住人であり、後に川端道喜家となる餅屋渡辺の近所に居住していたことが明らかにされている。⁵² おそらくここに見える銀屋井上正宗は、永正一七年に「当時依_レ無_二商売_一」、公事銭の減免を訴えていた銅問屋「しろかねや宗久」の一族ではないか。かつて八幡神人であ

った藤岡の請人としては、本来なら住京神人が相応しいわけだが、彼は既に武家とのつながりをもとに経営を展開しており、ここに見られる雑色などの繋がりも、従来の神人のネットワークとは異なり、乱後に新たに構築されたものと推測されるのである。

以上、本章では、摂津国商人が結託した「権門勢家」細川家と商人の関係を、摂津国領国化の過程をもとに検討してきた。守護代薬師寺家は京都の細川京兆家を支え、かつ摂津国支配を展開する存在であり、以上の都鄙を往反する活動を背景に、京摂の中間に位置する淀在郷石清水神人であった藤岡を「物書」として登用し、領国経営や物資の管理にあたらせていた。応仁の乱後は、それまで、山崎神人や石清水八幡宮神人が支えていた京摂間の物資の流れに、領国化を進めていた守護が加わり、それらを時に吸収しつつ、都鄙交通の大きな柱となっていた。守護・守護代と結託した摂津国商人もその流れにのるかたちで、京都市場を侵食していたのである。

おわりに

以上、本稿では摂津国商人の動向をもとに、京都市場の変容について論じてきた。室町期における商業は神人のネットワークを中心に編成され、山崎などの中継都市に一旦、諸国からの物資が集積された後に、同地の神人と住京神人の連繋をもとに京へ運び込まれていた。京都近郊に位置する淀や山崎といった神人が仲卸として国から京への物流を強力に統制していたのである。しかし、乱後の京都市場の再編過程においては、それまで神人に統制されていた近国の商人が、実質的に領国経営を担っていた守護代・国人と結託して、直接、京都の小売に商品を卸す状況が一般化した。一方、中継都市の在郷神人のなかには、領国化を強める守

護・守護代の領国経営に組み込まれる者もあり、神人のネットワークとは異なる、新たな都鄙の交通路が形成されていた。以上のような流通路の編成を背景に、一六世紀の京都市場は、仲卸を介した乱前のかたちとは異なり、国商人と京都の小売が直接、結びつくかたちで再編されつつあったのである。

本稿で明らかにした以上の点をもとに、「はじめに」などでも触れたこの時期の経済に関する諸問題について触れて稿をおえることにしたい。

「はじめに」でも触れたように、この時期に国名・地名座が登場したことが指摘されている。具体的には近江粟津の供御人が、京都では、粟津座として市場の独占を主張し、時に京都の小売をも巻き込んで経営を展開していたのだが、これも本稿で指摘した、他国商人が京都で直接、あるいは京都の小売と結びついて経営を拡大していったものと同じ傾向といえる。京都では従来のような幕府の庇護を受けた強力な仲卸商人は、その影響力を著しく低下させ、国名や地名を冠した商人と京都の小売商人が直接に結びつく状況が生まれていたのである⁵⁴。

では、右のような流通構造の再編に対して、この時期の京都の商人はどのように対応したのだろうか。この点を考えるにあたり、桜井英治氏が明らかにした、天文初年に京都の商人大富と八幡の森の間に擬制的な血縁関係が結ばれていた事例に注目したい⁵⁵。本稿で見た流通の再編や、淀川流域で本願寺教団が流通路を再編しつつあったという鍛代氏の指摘なども想起すると、このような動向は京都の商人による都鄙のネットワークを再構築する動向といえるのではないだろうか。「はじめに」でも言及した、この時期に法華宗に京都の商人の多くが帰依していたことの前提として、以上に見た、新たな流通路の開拓という側面も無視できないように思える。

そしてこの時期の京都商人と地方の関係をもっともよく示すと考えられるのが、淀屋号の登場である⁵⁶。淀は京都の中継地であり、石清水八幡神人や駕輿丁が中心となって交通を支えており、その前提には他の神人と同様に、在京神人と在郷神人のつながりが存在していた。しかし在郷神人藤岡の事例で見たような状況からすれば、京の商人にとって、かつては自明であった淀とのつながりさえも、一つの経営上の長所となったということは想像するに難くない。そのことの現れが、一六世紀における淀屋号の登場といえるのではないだろうか。

このように、この時期の京都市場をめぐる状況は、幕府の庇護の下、諸国の物資を扱う商人が後退し、国や地域単位と京都を結ぶ、規模としてはせいぜい中小規模程度の商人が活動するというものであった。室町期の山崎神人らが数カ国にまたがって諸商売を展開していたことを踏まえると、ここに見られる台頭した国商人たちの経営規模はせいぜい一国規模のものであり、乱前の商人と比較すると、そこに集まった富は縮小していたといわざるをえない。また、商圏も淀川流域の様子からみても、武家、本願寺、法華宗と個別的に局地的に錯綜している状況であった。洛中でも駕輿丁などが市場の独占を主張していたが、それは実態を十分には伴わないものであり、織豊政権登場前夜の畿内流通の実態は以上のような、個別的・局地的で、錯綜したものであった。一六世紀末に全国政権が新たに立ち上がる過程において、このような商人間の縄張りを保証した地域権力や本所は淘汰・再編され、禁裏や一部の寺社に附属していた商人からは商業の実は希薄になり、由緒の記憶が残されることになるのである。

注

- ① 早島大祐『首都の経済と室町幕府』（吉川弘文館、二〇〇六年）。
- ② 早島大祐「戦国時代の土倉酒屋役と室町幕府」（早島前掲書、初出は二〇〇一年）。
- ③ 今谷明「流通経済の発達」（週刊朝日百科『琵琶湖と淀の水系』、一九八六年）。
- ④ 瀬田勝哉「荘園制解体期の京の流通」（『洛中洛外の群像』平凡社、一九九四年、初出は一九九三年）。
- ⑤ 鍛代敏雄「本願寺教団と商業」（『中世後期の寺社と経済』思文閣出版、一九九九年、初出は一九九七年）。
- ⑥ 鍛代敏雄「戦国都市「淀六郷惣中」と石清水八幡宮寺」（『日本歴史』七〇八号、二〇〇七年）。
- ⑦ 糸久宝賢『京都日蓮教団門流史の研究』（平楽寺書店、一九九〇年）。
- ⑧ 前掲瀬田「荘園制解体期の京の流通」。
- ⑨ 「東山御文庫所蔵文書 地下文書」（京都大学文学部古文書室架蔵写真帳）。
- ⑩ 「追加法」三二一条。
- ⑪ 「追加法」三五二条。
- ⑫ 「季連宿祢記」。以下、本史料については、奥野高広「四府駕輿丁座の新史料について」（『古文書研究』九号、一九七五年）を参照。
- ⑬ 『蜷川家文書』三五七号。
- ⑭ 「狩野菟集文書」三六九号。
- ⑮ 「季連宿祢記」。
- ⑯ 「追加法」三八〇条。
- ⑰ 『蜷川家文書』四〇二号。
- ⑱ 『蜷川家文書』二五一号。
- ⑲ 小野晃嗣「油商人としての大山崎神人」（『日本中世商業史の研究』法政大学出版会局、一九八九年、初出は一九三一年）。
- ⑳ 「離宮八幡宮文書」四五号など。以下、本文書については『大山崎町史 史料編』による。
- ㉑ 「離宮八幡宮文書」二一四号。
- ㉒ 「正田家本離宮八幡宮文書」三三号（『大山崎町史 史料編』）。
- ㉓ 「別本賦引付四」一〇号。
- ㉔ 例えば『蔭涼軒日録』文明一十七年五月八日条には、大山崎住京神人が鹿苑院へ油を運び込んだ油商人を差し押さえた記事が記されている。
- ㉕ 「離宮八幡宮文書」二一六号。
- ㉖ 横尾国和「撰津国守護代家薬師寺氏の動向と性格」（『國學院大学大学院文学研究科紀要』一二号、一九八一年）。
- ㉗ 「賦引付二」九五号。
- ㉘ 「賦引付三」一一七号。
- ㉙ 今谷明『京都・一五四七年』（平凡社、一九八八年）。
- ㉚ 「浜郷年貢請口分引付」（『尼崎市史 第四卷』三九九号）。
- ㉛ 早島大祐「乾家と法華堂莊園」（『勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年）。なお、この際には安芸守の実名を記していないが、このころまでに三郎左衛門尉長盛が安芸守を名乗るようになったらしい。浜口誠至氏のご教示を得た。
- ㉜ 『実隆公記』長享三年七月三日条。
- ㉝ 例えば、政長流畠山家でも、乱後、領国支配を行う上で、在国武士も含む近習層が同家の奉行人として活動していたことが指摘されている。この点については小谷利明「守護近習と奉行人」（『畿内戦国期守護と地域社会』清文堂出版、二〇〇三年）を参照。
- ㉞ 前掲鍛代「戦国都市「淀六郷惣中」と石清水八幡宮寺」。
- ㉟ 「宝珠院文書」四函二八号。
- ㊱ 「宝珠院文書」一函三一号。
- ㊲ 「宝珠院文書」一函三一号。
- ㊳ 「宝珠院文書」四函八三号。
- ㊴ 「宝珠院文書」六函三二二号。
- ㊵ 今谷明「畿内近国における守護所の分立」（『守護領国支配機構の研究』法政大学出版会、一九八六年、初出は一九八五年）。戦国時代の茨木に関しては仁木宏「戦国・信長時代の茨木の町と茨木氏」（中村博司編『よみがえる茨木城』清文堂出版、二〇〇七年）も参照。
- ㊶ 「宝珠院文書」七函一四号。
- ㊷ 『政基公旅引付』文龜元年八月一八日条。

④ 『政基公旅引付』文亀元年九月八日条に引き写される薬師寺備後守宛書状が、同月一二日条に京都へは伝達された記事が見え、細川家宿老という立場もあって、基本的に彼は在京していた。

- ④③ 『九条家文書』五五二号
 ④④ 『八瀬童子会文書』二一一号。
 ④⑤ 「政所賦銘引付」五〇五号。
 ④⑥ 『康富記』享徳三年二月一〇日条。
 ④⑦ 「政所賦銘引付」三〇八号。
 ④⑧ 「政所賦銘引付」五〇五号。
 ④⑨ 『大乘院寺社雜事記』延徳二年三月五日条。
 ⑤① 前掲早島「乾家と法華堂領莊園」。
 ⑤② 『言繼卿記』天文一九年一月一〇日条。
 高橋康夫「六町」の景観と構造」(『京都中世都市史研究』思文閣出版、

一九八三年、初出は一九七八年)。

⑤③ 『壬生家文書』一〇八号。

⑤④ 豊臣政権期に山崎の油商売を座と呼ぶ事例が増えるが(「離宮八幡宮文書」三一二〜三一五、三一七号など)、これは粟津供御人らが京中で粟津座として商業保護を主張したことを敷衍したのと、この時期の山崎の商人にとって商人として特権を主張することが、本文で見たように既に過去のものとなっていたからだろう。

⑤⑤ 桜井英治「職人・商人の組織」(『日本中世の経済構造』岩波書店、一九九六年、初出は一九九四年)。

⑤⑥ 前掲鍛代「戦国都市「淀六郷惣中」と石清水八幡宮寺」。

⑤⑦ 田良島哲「中世淀津と石清水神人」(『史林』六八―四号、一九八五年)。

(京都大学文学研究科助教)

領主		荘園	知行	備考	出典
相国寺	相国寺	中庄	×		1
	大智院	花枝	○		1
	雲頂院	昆陽寺庄西方	?	代官職押領	1
	雲頂院	中条枝筒内分	×	三名は当知行	1
	雲沢軒	昆陽寺内加地子	×		1
	富春軒	都賀庄内下司公文名・摩耶山別当職	×		1
	宝泉寺	散在	×		1
宝幢寺		橋御園地頭職・散在	○		1
		吹田内倉殿	○		1
		五箇庄・多田庄阿古谷	×		1
等持院		瓦林散在	×		1
天竜寺	宝筐院	木工庄	○		1
大徳寺	養徳院	住吉郡五ヶ庄散在	×		1
南禅寺	双桂庵	兵庫上庄末広名	×		1
	瑞雲庵	山田内小橋分	○		1
天竜寺	雲居庵	杭瀬庄	×		1
	嵯峨明白庵	能瀬郡内見性寺分・怒田孫太郎跡	○		1
建仁寺	善祥庵	中嶋内宮原南方	×		1
	建仁寺	利倉庄領家職	×		1
	大統庵嘉隠軒	耳原庄	×		1
	清住院	浜田庄一円 同蓬川橋賃・持地院・念仏寺など	×		1
	清住院	顯性寺・善法寺	○		1
	靈泉院	照覚寺	○		1
	広燈庵聯燈軒	芥川觀惠寺散在	×		1
東福寺	祥雲院	住吉田畠散在	○		1
	東福寺	頭陀寺	×		1
	海蔵院	武庫郡弘井庄西宮報国寺	×		1
伏見大光寺		葺屋庄	×		1
北山靈鷲寺		久代村	○		1
梅津長福寺		松林寺、寺領	×		1
八坂法観寺		樋口村	×		1
清水坂宝福寺		土室庄并末寺自得庵領散在	×		1
大歎喜寺		安井殿敷地	×		1
大祥院		奈佐良庄	×		1
報慈院		西五百住	○		1
仁和寺御室		音羽村・泉原村・福井庄・宿庄・五百住など	×		1
実相院門跡		正木庄	○		1
浄土寺門跡		橋御園本役	×		1
蓮華王院		小屋上分・野間村時友名	○		1
金剛峰寺金剛三昧院		小真庄	×		1
吉田社		牧内岸部・勝路村	×		1
北野社		榎並上庄四分一地頭職・下庄東方地頭職・郡戸庄地頭職	×		1
石清水八幡宮		中嶋内淡路庄・木代庄内小松名	×		2
春日社兼興福寺		桜井郷・萱野郷・吉志部村・三宅村・沢良木村・穂積村内行恒名・水尾村・田能村 吹田 西条牧 難波浜郷 六車郷 菅井村 熊野田村 山道加納庄 東富松郷 西小屋庄 武庫庄 宮原北庄 三嶋庄 六車郷内走并弓場跡 桜井郷刀禰職	×	六車・菅井・熊野田は春日社領として1にも記載あり	2
鴨社		鵜殿三嶋江関半分 小野庄内下司公文両職本役 長洲御厨号尼崎	×		2
北野社		榎並庄上東西半分 下東西一円 郡戸庄	×		2
近衛家		行恒名・大原庄仲牧	×		1
一条家		福原庄	→	年貢対捍	1
		福原庄検断人足・公文職	×		1
九条家		輪田庄	×		1
三条西家		院御庄（溝杭・鮎川・茨木・戸伏）富松庄	×		1
烏丸家		神内閣・兔原庄内武春名 同細見孫左衛門尉跡	×		1
松木家		高槻内藤大納言位田	×		1
小槻家		能瀬郡採銅所東西郷・天庄本役同津久波保本役	×		1
高尾張守師為		井戸庄内須磨閣	→	当知行も違乱	1
竹藤親清		泉部庄下司職 生田社職	×		1
赤松葉山三郎		都賀庄	×		2
武藤孫次郎		徳井時枝	×		2
安東平右衛門		河辺北条賀茂村など	×		2

註 出典1は「摂津国寺社本所領并奉公方知行等注文」（『蜷川家文書』240）、2は「摂津国社領并人給分等注文」（同241）